輸出入者の皆様へ

名古屋税関業務部

貿易の円滑化・適正かつ迅速な通関の確保について(協力依頼)

輸出入者の皆様方には、平素から輸出入通関業務の円滑な執行に対しご理解とご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、最近の通関関係書類の電子化・ペーパーレス化、申告官署の自由化や大型 EPAの発効等により、輸出入手続きも変化している中で、名古屋税関では貿易の 円滑化に資するべく、適正かつ迅速な通関を行うよう取り組んでおります。

しかしながら、最近の通関時の申告誤り等の発生原因をみますと、輸出入者の皆様から通関業者に対して、申告に必要な情報の伝達不足等によるものが散見されます。このような実態を踏まえ、実際の取引内容・形態を熟知している輸出入者の皆様におかれましては、通関業者を申告代理人とした輸出入申告を行う際には、

- ・関税分類を決定するための具体的な貨物の内容
- ・貨物の原産地を疎明する資料
- ・評価を含めた正確な申告価格
- ・関税法及び他の輸出入関係法令に規定する手続き等

正確な申告情報の伝達及び時間的余裕を持った関係書類の提出を通関業者へしていただくことで、適正かつ迅速な通関の取組みに資するもののとなりますことをご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、適正かつ迅速な通関を確保するため、税関においては各種の事前教示制度 (関税分類関係、原産地関係、関税評価関係、減免税関係)を設けております。当 該制度の詳細は別紙案内のとおりですので、積極的にご活用ください。

以 上





事前教示の

ご案内

事前教示とは?



名古屋税関 業務部

貨物を輸入する際、輸入申告に併せて、税関に関税の納税申告をする必要があります。

事前教示とは、この納税申告に必要な、関税率表上の所属区分及び関税率(関税分類・原産地)、課税価格の計算方法(関税評価)、減免税適用の可否(減免税)等について、事前に税関に照会し、回答を受けておく制度です。











事前教示にはこんなメリットが!

事前教示には、文書で照会し文書で回答を受ける方法と口頭で照会し口 頭で回答を受ける方法がありますが、文書で回答を受けていれば、輸入の 際、次のようなメリットがあります。

- ☆ 文書での回答内容は、3年の間、日本全国の税関で尊重されます。
- ☆ 事前に税率・課税価格・減免税適用の可否がわかり、原価計算等に役 立ちます。
- ☆原産地の誤り等によるトラブルを回避できます。
- ☆ ライセンスの取得等、必要な手続きを知ることができます。
- ☆ 税関での審査時間が短縮され迅速に通関されます。

手続きはどうすれば・

「事前教示に関する照会書」 (注) に必要事項を記載し、以下の資料等と併 せて、下記【問い合わせ先】の担当部門に提出してください。

また、記載方法や必要な資料等のご案内をしておりますので、担当部門ま でお気軽にご相談ください。

☆関税分類-貨物のサンプル、写真、原材料・加工工程のわかるもの等

☆原 産 地-加工工程、原材料の調達国(地域)のわかるもの等

☆関税評価-取引に関する契約書、仕入書等

☆減 免 税-貨物のサンプル、写真、図面等

【問い合わせ先】

名古屋税関 業務部

〒455-8535 名古屋市港区入船2-3-12 (地下鉄名古屋港駅下車) 関税鑑査官 関税分類については 052-654-4139

(関税鑑査官のEメールアドレスは、nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp)

原 産 地については 原産地調査官 052-654-4205 (%)

(原産地調査官の E メールアドレスは、nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp) 関税評価官 関税評価については 052-654-4158

(関税評価官のEメールアドレスは、nagoya-gyomu-hyoka@customs.go.jp) 通関総括第2部門 052-654-4114 減 免 税については

(通関総括第2部門のEメールアドレスは、nagoya-gyomu-tsuso2@customs.go.jp)

052-654-4100 税関相談官 その他税関手続き等については

(税関相談官のEメールアドレスは、nagoya-gyomu-sodankan@customs.go.jp)

(※)原産地に係る問い合わせは以下の連絡先でも受け付けています。

名古屋税関 清水税関支署 原産地調査官 054-352-6114

(注) 税関ホームページ (http://www.customs.go.jp) には「事前教示に関する照会書」 (関税分類照会用(税関様式 C 第 1000 号)、原産地照会用(税関様式 C 第 1000 号-2)、 関税評価照会用(税関様式 C 第 1000 号-6)、減免税照会用(税関様式 C 第 1000 号-2 2)) 等、関税制度に関する各種の様式を準備しています。

さらに、税関ホームページには関税に係る種々の制度についてさらに詳しい説明を準備 しましたので、ご活用ください。